各介護サービス事業所（施設）　管理者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　広島県健康福祉局地域福祉課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（〒730-8511　広島市中区基町10-52）

令和３年度介護報酬改定に伴う体制届等の届出について

平素より，本県介護保険事業の運営に御理解と御協力を賜り，厚くお礼申し上げます。

今回の介護報酬改定に伴い，現在届け出ている施設等の区分，人員配置区分及び加算や減算の区分が変更となる事業所・施設(以下「事業所等」といいます。) は，新たに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び必要な添付書類(以下「体制届等」といいます。) の提出が必要となります。

　現時点で示された算定要件については「案」であるため，今後変更される可能性があります。

厚生労働省から算定要件や加算の算定に係る告示，通知及び届出様式が正式に示された後，改定後の内容に対応した届出様式の準備が整い次第，県ホームページに掲載し，メーリングリストでお知らせします。（・地域密着型サービス及び居宅介護支援を除く。・広島市，呉市及び福山市の所管する事業所を除く。）

１　報酬の改正状況

　・別紙（案）「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」（居宅サービス・介護予防サービス・施設サービ

ス・サテライト）及び新旧対応表を参考にしてください。

※１　色付き（文字・セル）部分が改正のあった箇所です。

ただし，単に記載の順番を変更しただけの箇所もありますので注意してください。

　※２　体制届の様式は現時点のものであり，今後，変更になる場合があります。

　　　　また，各届出，添付書類等についてはホームページで掲載する予定です。

　　　　後日，連絡します。

※３　新旧対応表の「届出必須」に●がある項目について，令和３年３月時点で加算を算定している

事業所は，必ず体制届を提出してください。

２　提出期限

　　提出期限は，令和３年４月12日（月）とする予定です。（提出期限を延長する場合には，県ホームページに掲載し，メーリングリストでお知らせします。（・地域密着型サービス及び居宅介護支援を除く。・広島市，呉市福山市及び三次市の所管する事業所を除く。）

３　体制届等の提出について

　(1) 新設された加算（または減算）

　　　算定要件を確認の上，算定する場合は，該当する区分を選択し，体制届等を提出してください。

　（例：「栄養ケア・マネジメントを実施していない場合」，「移行計画が未提出である場合」）

　　　算定要件を確認の上，該当する区分を選択し，体制届等を提出してください。

　(2) 算定区分が変更された加算等

（例：「加算あり」⇒「加算Ⅰ」・「加算Ⅱ」）

　　　「加算あり」で算定していた事業所等は，算定要件を確認の上，該当する区分を選択し，体制届等を提出してください。

　(例：「加算Ⅰ」・「加算Ⅱ」⇒「加算Ⅰ」・「加算Ⅱ」・「加算Ⅲ」)

　　　算定要件を確認し，現在算定している区分から変更があれば，体制届等を提出してください。

　　　改正前の「加算Ⅰ」が，改正後の「加算Ⅱ」や「加算Ⅲ」にスライドして対応する場合などは，実質的に変更はなくても，体制届等を提出してください。

(3) 算定区分に変更はないが，算定要件が変更された加算等

　　　改正後の算定要件を確認の上，区分変更があれば，体制届等を提出してください。

　　　確認の結果，算定区分に変更がない場合は，体制届等の提出は不要です。

(4) 算定区分と算定要件の両方が変更された加算等

　　　算定区分と要件を見直して，体制届等を提出してください。

(5)その他（主なもの）

ア　「移行計画未提出減算」の取扱いについて

令和３年９月３０日までの間は、「移行計画の提出状況」が「１： なし」であっても減算となりません。

イ　「安全管理体制未実施減算」の取扱いについて

令和３年９月３０日までの間は、「安全管理体制」 が「１：減算型」であっても減算とならなりません。

　　ウ　「栄養管理の基準を満たさない場合の減算」の取扱いについて

令和６年３月３１日までの間は、「栄養ケア・マネ ジメントの実施の有無」が「１：なし」であっても減算となりません。

　　エ　その他

　　　●令和３年９月３０日までの上乗せ分について

　　　　令和３年９月３０日までの間は、各サービス種類の所定 単位数の千分の一に相当する単位数の算定が必須です。当該上乗せ分の請求を行わない場合、国保連合会の審査において返戻となります。 当該上乗せ分の請求方法については、「WAMNET」（ＨＰ）「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（その５）（令和3年3月5日事務連絡）「Ⅲ-資料３\_介護給付費明細書及び給付管理票記 載例」の記載方法を参考にし、介護給付費明細書等を作成してください。

（6）（介護予防）福祉用具貸与及び介護予防福祉用具販売について

　　　報酬改定による届出項目はありません。

　 (7) 通所介護・通所リハビリテーションの施設区分について

「施設等の区分」は，毎年、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費

を区分するもので，２月12日にメールで３月１５日までにご提出をお願いしていますが，今回の報 改定に伴い「延べ利用者数の減が生じた月の実績を基礎とする」場合は，２月25日付けでお知らせしておりますが「確認表（随時届出用）」を添付して、体制状況一覧と併せて再提出（郵送）してください。

　 (8)　事業所控えの保管について

記載内容に補正等が生じた場合，電話等により連絡させていただきますので，問い合わせに対応できるよう、各事業所で提出した書類の控え（コピー）を保管して下さい。

(9) 受付後の処理について

加算届を受付後、必要書類に補正が生じた場合，電話等により連絡させていただきます。必要書類

の不足や記載内容に誤りがある場合は、速やかに再提出をお願いします。期日までに補正書類の提出

がない場合、４月１日から算定ができない場合がありますので十分にご注意下さい。

　（10）加算届の提出後における内容の変更について

原則として、加算届を提出した後の内容の変更は原則として認められませんので、記入にあたって

は，記入誤りがないよう，十分にご確認をお願いします。

なお，加算届の提出後、やむを得ず訂正を行う事由が発生した場合は，各指定権者にすみやかにご

連絡願います。

　　※提出にあたっては，記載内容及び添付書類に誤りがないか過去の書類との整合性を十分にご確認下さ

い。